特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項５第４１号（5.12.14）
最終改正：輸出注意事項２０２５第１４号（R7.6.19公布）

輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第２の３５の２の項（１）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）によるほか、平成５年１２月１６日から下記により行います。

記

１　適用地域

適用地域は、全地域（南緯６０度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯６０度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項（１）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号。以下「バーゼル法」という。）第２条第１項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第２条第１項第１号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成３０年環境省令第１２号。以下「バーゼル省令」という。）第３条及び第５条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。））とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は承認を要しない。

イ　バーゼル省令第２条に規定するもの

ロ　仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第８条又は第９条２の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）第２条第１項に規定する廃棄物については、同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）

ハ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成３０年法律第６１号）第２４条第１項に規定する特定日本船舶であって、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第４条の規定を適用しないこととされたもの

３　輸出承認の申請

（１）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書２通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨　物　の　種　類	提　　出　　先
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

（注）輸出しようとする貨物が上記２に該当するか否かについて等の問合せ先…ＧＸグループ資源循環経済課

（２）輸出承認申請の際の添付書類

（注）下記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと

①　共通事項

イ　輸出承認申請理由書　1通（申請理由書様式によるもの）

ロ　申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し　１通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）

ハ　輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し　１通

ニ　特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図　１通

ホ　適用品目が廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第１０条第１項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除

く。）の写し　１通
ヘ　適用品目に係る輸出移動書類（申請書）　２通
ト　別紙様式（通告書）に示す書類　１通（バーゼル省令第５条に規定するモニター（以下「モニター」という。）を香港に輸出する場合を除く。）
チ　その他必要と認められる書類

②　経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）加盟国向けであって、条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合）（注１）
イ　申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し　各１通

ロ　申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通
ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類
＜計算式＞
$FG=(C_T+C_{RD}+C_S)\times Q\times F$
ＦＧ　：資力保証の金額
ＣＴ　：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）
C_{RD}：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）
C_S　：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）
Ｑ　　：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
Ｆ　　：安全係数（１．２）
（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

（注１）上記②には、条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業に係る分析試験（ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第Ⅱ章Ｄ（１）（ｃ）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）を５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。
（注２）分析試験を行うものの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。
（注３）輸出の相手国又は条約の締約国（地域を含む。以下「締約国等」という。）である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。

③　ＯＥＣＤ加盟国向けの場合であって、条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注１）
イ　申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し　各１通

ロ　申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通
ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類
＜計算式＞
$FG=(C_T+C_{RD}+C_S)\times Q\times F$
ＦＧ　：資力保証の金額
C_T　：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）
C_{RD}：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）
C_S　：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）
Ｑ　　：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
Ｆ　　：安全係数（１．２）
（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

ハ　鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注２）（注４）　各１通

ａ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面

ｂ）輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ｃ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ｄ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

ｅ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前３年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

ｆ）輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類

ｇ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

ｈ）輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図

ｉ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ｊ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

ｋ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

ｌ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

ｍ）鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

ｎ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ｏ）その他必要と認められる書類

（注１）上記③には、条約附属書Ⅳ Ｂに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。

（注２）分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各１通提出すること。

ａ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面

ｂ）輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ｃ）輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ｄ）輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ｅ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

ｆ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ｇ）その他必要と認められる書類

（注３）輸出の相手国又は条約の締約国等である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。

（注４）廃掃法第１０条（同法第１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④　上記②又は③以外（ＯＥＣＤ非加盟国向け又はＯＥＣＤ加盟国向けであって上記②又は③以外のもの）の場合（注１）

イ　申請の理由に関する次の書類　各１通

ａ）輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ｂ）輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ　申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通

ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

＜計算式＞

$FG=(C_T+C_{RD}+C_S)\times Q\times F$

ＦＧ　：資力保証の金額

C_T　：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）

C_{RD}：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）

C_S　：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）

Ｑ　　：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

Ｆ　　：安全係数（１．２）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

ハ　申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し　１通

ニ　環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注２）（注４）　１通

ａ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面

ｂ）輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ｃ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ｄ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

ｅ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前３年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

ｆ）輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類

ｇ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

ｈ）輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図

ｉ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ｊ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

ｋ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

ｌ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

ｍ）特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

ｎ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ｏ）その他必要と認められる書類

ホ　適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類　各１通

ａ）有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ｂ）条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するＹ番号、条約付属書Ⅲの該当するＨ番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

（注１）上記④には、ＯＥＣＤ加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるもの、ＯＥＣＤ非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡ及びＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

（注２）分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各１通提出すること。

ａ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国の法令の規定に違反して拘禁刑以上の刑に相当する刑に処せられ、又は輸出の相手国の環境関連法令の規定に違反して罰金の刑に相当する

刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面
ｂ）輸出の相手国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
ｃ）輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
ｄ）輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
ｅ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
ｆ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ｇ）その他必要と認められる書類

（注３）輸出の相手国又は条約の締約国等である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。

（注４）廃掃法第１０条（同法第１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ニの書類の提出は不要とする。

（注５）モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。

４　輸出の承認

（１）条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）のＯＥＣＤ加盟国向けの輸出承認（注１）

当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して３０日以内に輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④ その他ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（２）条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）のＯＥＣＤ加盟国向けの輸出承認（注１）

当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して３０日以内に輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛

蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。
　また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

③　次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
イ　輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
ロ　輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④　環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑤　その他ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（３）上記（１）又は（２）以外（ＯＥＣＤ非加盟国向け又はＯＥＣＤ加盟国向けであって上記（１）又は（２）以外のもの。）の輸出の承認（注２）
　当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑩までに該当する場合に限り、行うものとする。
　また、適用品目のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①　次のいずれかに該当すること。
イ　輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。
ロ　輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

②　条約の非締約国等（締約国等以外の国又は地域をいう。）への輸出でないこと。

③　南緯６０度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④　輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤　輸出について輸出の相手国及び条約の締約国等である通過国から書面による同意を得ていること。
　ただし、条約の締約国等である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から６０日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥　輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。

⑦　次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
イ　輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
ロ　輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑧　環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑨　香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。

⑩　その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

（注１）上記（１）及び（２）には、条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。

（注２）上記（３）には、ＯＥＣＤ加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるもの、ＯＥＣＤ非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡ又はＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

5　承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

１　本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。

２　本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。

３　経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。

４　本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

6　条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号)」を参照のこと。

（申請理由書様式）

年　　月　　日

経済産業大臣　あて

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名）
（住　　所）
担当者（所属部署名）
（氏　　名）
（電話番号）

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

１．仕向地

２．バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国

３．買主名及びその住所

４．最終需要者名及びその住所

５．輸出貨物の概要

①　貨物名（商品名、型及び等級）

②　数量及び価格

６．最終需要者の用途

７．輸出の理由及び経緯

（注）　用紙の大きさは、A列４番とします。

（別紙様式）

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

2. Importer - consignee Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

8. Intended carrier(s) Registration No:
Name*(7)*:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Means of transport *(5)*:

9. Waste generator(s) - producer(s) *(7)* Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Site of generation *(6)*
Process of generation *(6)*

10. Disposal facility *(2)*: ☐ **or recovery facility** *(2)*: ☐
Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Actual site of disposal/recovery (other than above):

3. Notification No:
Notification concerning
A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☐
B.(i) Disposal *(1)*: ☐ (ii) Recovery : ☐
C. Pre-consented recovery facility *(2;3)* Yes ☐ No ☐

4. Total intended number of shipments:

5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m^3: *(4)*:

6. Intended period of time for shipment(s) *(4)*:
Start date Last date:

7. Packaging type(s) (5):
Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: ☐

11. Disposal / recovery operation(s) *(2)*
D-code / R-code *(5)*:
Technology employed *(6)*:

Reason for export *(1;6)*:

12. Designation and composition of the waste *(6)*:

13. Physical characteristics *(5)*:

14. Waste identification *(fill in relevant codes. *required to state)*
(i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*:
(ii) OECD code (if different from (i)): *
(iii) EC list of wastes:
(iv) National code in country of export:
(v) National code in country of import:
(vi) Other (specify):
(vii) Y-code*:
(viii) H-code* *(5):*
(ix) UN class *(5):*
(x) UN Number:
(xi) UN Shipping name:
(xii) Customs code(s) (HS)*:

15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)

State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)*(6)*	State of import - destination
(a)JAPAN		
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT		
(c)		

16.Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):
Entry: Exit: Export:

17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's *(1)* **declaration**:
I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.

Exporter's - notifier's name: Date: Signature: _____
(Printed name) (　　)

Generator's - producer's name: Date: Signature: _____
(Printed name) (　　)

18. Number of annexes attached

FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)

19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit *(1)* :
Country:
Notification received on:
Acknowledgement sent on:
Name of competent authority:
Stamp and/or signature: _____

20. Written consent *(1;8)* **to the movement provided by the competent authority of** (country):
Consent given on:
Consent valid from: until:
Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 *(6):* ☐
Name of competent authority:
Stamp and/or signature: _____

21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting

(1) Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments
(5) See list of abbreviations and codes on the next page
(6) Attach details if necessary
(7) Attach list if more than one
(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)
D6	Release into a water body except seas/oceans
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
D10	Incineration on land
D11	Incineration at sea
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
D15	Storage pending any of the operations in this list

RECOVERY OPERATIONS (block 11)

R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
R2	Solvent reclamation/regeneration
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials
R6	Regeneration of acids or bases
R7	Recovery of components used for pollution abatement
R8	Recovery of components from catalysts
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.

PACKAGING TYPES (block 7)

1. Drum
2. Wooden barrel
3. Jerrican
4. Box
5. Bag
6. Composite packaging
7. Pressure receptacle
8. Bulk
9. Other (specify)

MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = Road
T = Train/rail
S = Sea
A = Air
W = Inland waterways

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1. Powdery/powder
2. Solid
3. Viscous/paste
4. Sludgy
5. Liquid
6. Gaseous
7. Other (specify)

H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN Class	H-code	Characteristics
1	H1	Explosive
3	H3	Flammable liquids
4.1	H4.1	Flammable solids
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	Oxidizing
5.2	H5.2	Organic peroxides
6.1	H6.1	Poisonous (acute)
6.2	H6.2	Infectious substances
8	H8	Corrosives
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	Toxic (delayed or chronic)
9	H12	Ecotoxic
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

参考（和訳版）

（別紙様式）

特定有害廃棄物等の越境移動のための通告書

1. 輸出者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：

2. 輸入者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：

8. 予定されている全ての運搬者
氏名又は名称*(7)*：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
運搬手段*(5)*：

9. 全ての発生者*(7)*
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
発生場所*(6)*：
発生過程*(6)*：

10. 処分施設*(2)*： □　**又は回収施設*(2)*：** □
施設名：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）：

3. 通告番号：
通告内容
A(ⅰ)1 回の移動：　□　(ⅱ)複数回の移動：　□
B(ⅰ)処分*(1)*：　□　(ⅱ)回収：　□
C. 事前承認が与えられている回収施設*(2；3)*
あり　□　　なし　□

4. 予定総移動回数：

5. 予定総移動量*(4)*：
トン（メガグラム）：
立方メートル：

6. 予定運搬期間*(4)*：
移動開始日：　　移動完了日：

7. 全てのこん包の形態*(5)*：
特別な取扱の指示*(6)*　　あり：　□　　なし：　□

11. 全ての処分又は回収作業*(2)*
分類記号 D／分類記号 R*(5)*：
適用技術*(6)*：
輸出の理由*(1；6)*：

12. 廃棄物の名称及び組成*(6)*：

13. 物理的特性*(5)*：

14. 廃棄物の同定
（関連する分類記号欄に記入すること。＊印は必須項目）
(ⅰ)バーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）*：
(ⅱ)OECD 分類記号（(ⅰ)に該当しない場合）*：
(ⅲ)EC 廃棄物一覧：
(ⅳ)輸出国の法規による分類記号：
(ⅴ)輸入国の法規による分類記号：
(ⅵ)その他（明細を記述すること）：
(ⅶ)Y 番号*：
(ⅷ)H 番号**(5)*：
(ⅸ)国際連合分類区分*(5)*：
(ⅹ)国際連合番号：
(ⅺ)国際連合品名：
(ⅻ)輸出統計品目番号（HS コード）*：

15. (a)関係国、(b)該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c)特定の出入国地点（国境検問所又は港）*(1)*

輸出国	通過国（出入国）*(6)*		輸入国－最終仕向地
(a)日本			
(b)環境省			
(c)			

16. 入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）：

入国：　　出国：　　輸出：

17. 輸出者及び発生者*(1)*による申告：

上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。

輸出者名：　　日付：　　署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

発生者名：　　日付：　　署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

18. 添付資料の数

権限のある当局使用欄
（以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可）

19. 輸入国／通過国 *(1)* **の権限のある関連当局による受領確認**：

国：
通告受領日：
受領確認送付日：
権限のある当局の名称：
押印及び／又は署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意 *(1 ; 8)*：

同意日：
同意発効日：　　失効日：
特定条件：なし：☐ ありの場合第 21 欄を参照 *(6)*：☐
権限のある当局の名称：
押印及び／又は署名：
署名者の氏名（ローマ字表記）：

21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由

(1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
(2) R12／R13 又は D13－D15 のいずれかの作業の場合、R12／R13 又は D13－D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1－R11 又は D1－D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
(3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ⅱ)に該当する場合のみ、記入すること。
(4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
(5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
(6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
(7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
(8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

D1　地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
D2　土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
D3　地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
D4　表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
D5　特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
D6　海洋を除く水域への放出
D7　海洋への放出（海底下への挿入を含む）
D8　この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D9　この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、**煆焼、中和、沈殿**）
D10　陸上における焼却
D11　海洋における焼却
D12　永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
D13　この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D14　この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15　この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

R1　燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
R2　溶剤の回収利用又は再生
R3　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4　金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5　その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6　酸又は塩基の再生
R7　汚染の除去のために使用した成分の回収
R8　触媒からの成分の回収
R9　使用済みの油の精製又はその他の再利用
R10　農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11　R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
R12　R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R13　この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

1. ドラム缶
2. 木樽
3. ジェリー缶
4. 箱
5. 袋
6. 混合こん包
7. 圧縮容器
8. ばら積み
9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

運搬手段（第 8 欄）

R=道路
T=鉄道
S=海路
A=空路
W=内水航路

物理的特性（第 13 欄）

1. 粉状又は粉
2. 固形物
3. 高粘着性又は糊状
4. 泥状
5. 液状
6. ガス状
7. その他（明細を記入すること）

前ページからの続き

5.1	H5.1	酸化性
5.2	H5.2	有機過酸化物
6.1	H6.1	毒性（急性）
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
8	H8	腐食性
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
		毒性（遅発性又は慢性）
9	H11	生態毒性
9	H12	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性
9	H13	を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。